

## 保護者及び同居の方の入会理由確認書類について

放課後児童クラブを利用するには、「保護者や同居する方々の全員が就労等により放課後、児童の適切な保護ができない状態であること」が条件となるため、状況を確認するためにそれぞれの状況に応じて入会理由確認書類及び添付書類を提出する必要があります。次の例を参考にして、入会理由確認書類及び添付書類を準備してください。(父の就労証明書、母の就労証明書、祖母の入会理由申告書、曾祖母の介護保険証……というように、保護者及び同居する方のそれぞれの分、全ての提出が必要です。)

例 ※入会後に状況が変わった場合、速やかに状況に応じた確認書類の提出が必要です。

続柄	年齢	状況	提出書類 (①から②まで全て必要です。)
父	38	会社員	①就労証明書
母	38	パート	①就労証明書
曾祖母	85	要介護状態	65歳以上の同居者には入会理由を問いません。提出書類等は不要です。
祖父	68	無職	65歳以上の同居者には入会理由を問いません。提出書類等は不要です。
祖母	62	曾祖母の介護	①入会理由(就労・自営業以外)申告書(「看護・介護」の欄に記入) ②介護を受ける方(この例では曾祖母)の介護保険証の写し(介護認定を受けていない場合は、障害者手帳等の写しや診断書)  65歳未満の同居者ですので、保護者でなくても状況に応じた確認書類等が必要です。この例の場合は、上記のものの提出が必要です。就労している場合は、就労証明書が必要です。
叔父	42	自営業	①自営業・農漁業従事者等申告書 ②以下の中のいずれか1点の写し(開業届、登記簿謄本(登記事項証明書)、営業許可通知書、納税証明書(その2)、青色申告決算書の控え、収支内訳書の控え)  世帯が異なるとしても65歳未満の同居者ですので、保護者でなくても状況に応じた確認書類等が必要です。この例の場合は、上記のものの提出が必要です。
叔母	34	病気・障がい	①入会理由(就労・自営業以外)申告書(「病気・障がい」の欄に記入) ②障害者手帳等の写しや診断書(40歳以上で介護認定を受けている方は介護保険証の写しでも可)  世帯が異なるとしても65歳未満の同居者ですので、保護者でなくても状況に応じた確認書類等が必要です。この例の場合は、上記のものの提出が必要です。雇用されている状態であっても休職している場合は、就労証明書ではなく上記のものの提出が必要です。
姉	24	会社員	①就労証明書  15歳以上65歳未満の同居者ですので、保護者でなくても状況に応じた確認書類等が必要です。この例の場合は、上記のものの提出が必要です。
兄	18	大学生	①入会理由(就労・自営業以外)申告書(「就学」の欄に記入) ②在学証明書または学生証の写し  15歳以上65歳未満の同居者ですので、保護者でなくても状況に応じた確認書類等が必要です。この例の場合は、上記のものの提出が必要です。なお、保護者が就学を入会理由とする場合は、上記のものに加えて③パンフレット等の所在地が分かるものと、④時間割(カリキュラム)の写しの提出が必要です。
姉	16	高校生	15歳以上ですが、在学中の中学生や高校生は確認書類等の提出は不要です。
妹	3	保育園	15歳未満ですので、確認書類等の提出は不要です。